

福島学院大学研究紀要

vol.68

【学術論文】

幼稚園・保育所等及び公立・私立一体による保育者の Off-JT の実践事例
ー先進的な都道府県への調査を踏まえてー

鈴木久米男
穴戸和博
鈴木翔太

1

【研究ノート】

日本更生保護学会学会誌『更生保護学研究』の論文要旨の

テキストマイニング分析

北本明日香

17

SUMMARY
STUDY
REPORTS

2025_B

福島学院大学

福祉学部・マネジメント学部
短期大学部

福島学院大学研究紀要

vol.68

福島学院大学
福祉学部・マネジメント学部
短期大学部

SUMMARY
STUDY
REPORTS

2025_B

【学術論文】

幼稚園・保育所等及び公立・私立一体による保育者の Off-JT の実践事例 ―先進的な都道府県への調査を踏まえて―

鈴木久米男 *

穴戸和博 **

鈴木翔太 ***

要約：
本研究の目的は、保育所や幼稚園、認定こども園の保育者に対する園外研修としての Off-JT の実践において、幼稚園と保育所等及び公立と私立を区別することなく実施している都道府県の実態を明らかにし、その上で現状と課題を整理することである。このことを踏まえ、Off-JT の実施における幼稚園教諭と保育士等を一体的に実施している 3 県を対象に訪問調査を実施した。調査結果から、保育者を対象とした幼保一元化による研修の実施や保育所等への支援において 3 県は、全国的にみると先進的な取り組みといえる。しかし、実施内容や実施経過等細部に違いがみられた。 小学校入学前の保育・教育の場として保育所や幼稚園、認定こども園が位置づいていることから、保育者に求められる資質能力も同一でなければならない。本研究で明らかになった先進県の事例を踏まえると、今後の保育者研修の在り方として、幼保の一体的な Off-JT の実施が求められる。

キーワード：
保育者の Off-JT 幼保一元化 保育者の育成指標
英文キーワード：
Off-the-job training for childcare workers Unification of kindergartens and nursery schools Childcare worker's training index

1 はじめに

本研究の目的は、保育所や幼稚園、認定こども園の保育者に対する園外研修としての Off-JT の実践において、幼稚園と保育所等及び公立と私立を区別することなく実施している都道府県の実態を明らかにし、その上で現状と課題を整理・分析することである。これにより、今後の理想とする保育者研修の在り方を検討する。

本研究の背景の第一として、世界的な保育の質の向上の動きがある。OECD（2019）によると、保育の質を決定づけるための要素として、「質の目標と規制の設定」や「カリキュラムや学習基準のデザインと実施」等 5 つ

の視点を示している。このことから、これまでの保育の質向上として保育者の質向上に着目されがちであったことから、幼児期教育のねらいやカリキュラム構成、さらに保育士養成、家庭や地域の関与等の重要性が指摘されたといえる。第二に、義務教育の充実における就学前教育の重要性の指摘がある。志田は、「ペリー就学前計画」の成果として、就学前に非認知機能を高めていた幼児のその後の生活の経済的優位性が示されたとしている^{〔1〕}。このことから、早期の非認知能力の育成が人格形成とともにキャリア形成における学びに関しても、何らかの関わりがあると考えられているとしている。第三に、保育・教育における保育者の役割の重要性とともに、保育者の経験年数等に応じた求められる資質能力の明示化が進められていることがある（鈴木、2024）。保育者が経

験を積むことにより、日々実践力を高めており、そのことを客観的にみていく必要がある。都道府県によっては、育成指標とともに自己診断票などを作成することにより、保育者自身の到達状況を把握できるような工夫がされてきている。第四に、保育者研修の重要性が改めて指摘されている点がある。現在保育者に対する研修として、園内や園外、さらに自己の課題意識に基づいた研修が行われている。保育者として日々の保育・教育活動に取り組むとともに、研修により自己の実践力の状況を再認識したり、新たな課題を設定したりすることが必要となる。そのためにも、保育者にとって園内、園外、さらに自己研修を組み合わせた効果的な研修が必要となる。

以上の 4 点により、本研究の目的を保育者研修の実態を明らかにすることとした。次に本稿の目的を踏まえて、保育者研修の実施状況や研修と育成指標の関わり、及び研修の実施体制についてこれまでの研究成果と課題を明らかにする。

第一として、保育者研修の実施状況に関する先行研究である。花岡（2019）は、和歌山県における保育・幼児教育施設における研修の実態について報告している。その中で、保育者の保育に関する最新知見の習得における園外研修の優位性の存在や、研修の実施主体としての民間と比較した場合、県や市町村による研修の実施回数の方が多くとしている。大田・新井（2020）は A 県の市町村における新任保育士研修の現状と課題を報告している。報告の中で、市町村の保育士研修担当者は、研修の必要性は認めてはいるものの、量や内容に不満を持つ場合が多いとしている。さらに安藤他（2021）は、園外研修における保育者の学びの効果について報告している。その中で、保育者の園外研修により、保育観のゆらぎの出現や将来への展望の明確化及び発信欲求の実践コミュニティが形成されたとしている。また、山崎他（2023）は、保育者を対象としたキャリアアップ研修における保育現場で OJT を担うことのできるミドルリーダー育成の効果について報告している。報告の中で、園外研修と保育現場をつなぐ往還型研修の重要性や園内研修におけるファシリテーションを果たすことの有効性等が示唆されるとしている。

これらの先行研究により園外研修の実施主体や担当者

の課題把握及び研修の有効性等について報告されている。しかし、これらの報告は個々の実態や特定の都道府県における実態の報告にとどまっているともいえる。

第二は、育成指標など保育者が身につけるべき資質能力と研修内容に関する先行研究である。千葉他（2022A）は、各都道府県が策定した幼稚園教諭の育成指標について、成長段階と指標の内容設定の二つの視点を踏まえた分析結果を報告した。育成指標の成長段階としての 3 から 6 段階という状況を明らかにするとともに、育成指標に示されている内容を整理し、多様性がみられることを示した。また、千葉他（2022B）は、保育所や認定こども園等の研修体系の形成における育成指標の活用状況を検討した。その中で、育成指標活用の有用性とともに、育成指標を踏まえた研修体系構築の必要性を指摘した。同様に、鈴木（2024）は、各都道府県における幼稚園教諭等の育成指標の策定状況及び育成指標と研修の関わりを検討した。報告の中で保育者育成指標の策定状況の不十分さとともに、育成指標の内容と研修内容の関わりをさらに関連づける必要があるとした。さらに、小杉・深谷（2023）は、各都道府県教育センターが実施する幼稚園教諭等を対象とした研修内容の比較の結果を報告している。その中で、私立より公立幼稚園の割合が多い都道府県の方が、教育センター等が行う幼稚園教諭を対象とした研修内容の要素数が、多くなる傾向がみられ研修も充実しているとしている。

以上の先行研究により、幼稚園教諭等育成指標の策定状況や研修の内容が明らかになってきた。しかし、教育センター等が行っている園外研修の実施状況や研修と育成指標との関わりについては、実態が十分に示されていないとはいえない。

第三は、保育者研修の実施体制に関する先行研究である。鈴木（2025）は、全国から抽出した都道府県における保育者の Off-JT の実施状況を比較検討し、設定した観点を踏まえたタイプ分けの結果を報告している。その中で、保育者研修の実施体制は、設置者としての公立と私立の違いや、施設としての保育所や幼稚園等、さらに実施組織としての行政と関係団体等により、タイプ分けができることを示した。黒澤（2018）は、特別区立幼稚園教員の研修体系について現状と課題を検討した。報

* 福島学院大学福祉学部こども学科 教授

** 福島学院大学短期大学部保育学科 講師

***福島学院大学福祉学部こども学科 講師

告の中で、研修の実施における各区の連携により研修内容の充実及び各園の質の向上に結びつくと考えられる、としている。開（2021）は、保育者の研修体系に関して、法定研修の研修内容を比較・検討した。報告の中で、設置者としての公立と私立や雇用形態としての正規と非正規職員、さらに資格・免許による違いから生じる課題があることを示した。このことを踏まえ、保育士や幼稚園教諭等としての保育者全体を踏まえた研修体系構築の必要性を指摘した。保育教諭養成課程研究会（2020）は、幼稚園教諭等のキャリアステージごとの育ちと都道府県等における研修との関わりの実態を報告している。その中で、幼稚園教諭等への園外研修の実態として、都道府県等で法定研修以外にも多くの研修が行われているが、キャリアステージに応じた研修ニーズには必ずしも応えられていない実態があることを明らかにした。

以上の先行研究により、都道府県等における保育者を対象とした園外研修の実態や研修内容、さらに研修体系の実態が明らかにされてきた。しかし、各都道府県の設置者や施設、実施主体や研修体系等の実態が十分に示されているとはいえない。

これまでの先行研究の成果として、保育者研修の実施状況や、育成指標と研修内容との関わり、さらに研修の実施体制等が明らかにされてきた。しかし、都道府県等における幼保一元化の経過や実態、関係機関との連絡調整及び園内研修への支援体制等の実態については、現状把握が十分に行われているとはいえない。そこで本研究では、保育者の研修、特に Off-JT に関して、設置者としての公立や私立及び幼稚園と保育所等を区別することなく実施している幼保一元化の実施状況、及び保育者の資

質能力を示した育成指標と研修の関わりに着目した。特に研修における幼保一元化を踏まえて研修を実施している都道府県の実態調査を行うことにより、幼保一元化による研修が実現できた経過や公私の一体化及び育成指標と研修の関わりの実態や課題を明らかにする。

本研究の目的にせまるために、幼保一元化により保育者研修を実施している代表的な都道府県への訪問調査を行い、先進都道府県における幼保一元化に至る経過や、関係機関との連携及び育成指標と研修の関連づけ、さらに園内研修への支援体制等行政と保育者研修の関わりの実態と課題を検討することとした。なお、本稿では幼保一元化を Off-JT の実施における保育所保育士と幼稚園教諭等を一元的に実施している状況として用いる。

2 幼保一元化による Off-JT の実践都道府県の状況

本章では、幼保一元化による保育者の Off-JT を実践している都道府県として、以下の A、B、C 県に着目し、訪問調査を実施した。全国の都道府県における保育者の Off-JT の実践状況を検討した鈴木（2024）の報告を踏まえ、表 1 のように調査対象とした都道府県の保育者に対する研修の実施状況をまとめた。表 1 には、訪問調査を実施した A、B、C 県について、公立、私立の設置者の違いや研修の実施組織、育成指標と研修の関わり、各保育所や幼稚園研修への支援状況及び一元化の開始年を示した。

調査対象とした都道府県では、保育所の保育士と幼稚園等の教諭及び設置者としての公立と私立が一体となって研修を実施している。しかし、保育者を対象とした Off-JT の実施形態は、各都道府県により同様な場合とそ

うではない場合がある。調査対象とした A 県では、実施組織としては県幼児教育センターとしているが、実際の運営組織は県教育委員会の関係部局であり県教育センターと連携して研修をおこなっている。さらに、研修の実施における市町村や関係団体との連携及び各保育所や幼稚園等に対する研修支援のあり方は、都道府県により異なると考えられる。加えて、幼保一元化であっても、B 県や C 県のように研修により対象者が幼保の区別があったり、また一体で実施されたりと部分的な取り組みの場合もある。

以上のように、保育者の Off-JT の実施における幼保一元化による実践状況を検討した。その中で、細部では都道府県により異なることが明らかになった。これらの検討結果を踏まえて、幼保一元化の先進事例である A から C 県の 3 県を対象として、幼保一元化の経緯や、組織、研修の実施状況等を訪問調査を踏まえて明らかにしていくこととした。

3 幼保、公私一元化、育成指標を踏まえた A 県の実施状況

本章では、A 県の保育者研修における幼保及び公私一元化による研修の実施状況及び開始の経過等をみていく。

(1) 研修等の実施組織及び実施状況

① 研修等の実施組織

A 県教育庁の組織として、幼保推進課や義務教育課、

高校教育課、特別支援教育課等がある。幼保推進課は、幼稚園や保育所等の保育者に対する研修や園内研修への支援、さらに園の運営支援等を担当している。

A 県教育庁幼保推進課は、A 県幼児教育センターとして運営されている。同センターは、図 1 に示したように A 県教育庁幼保推進課、及び A 県の北、南教育事務所のサテライトセンターで構成されている。A 県幼児教育センターを構成する人員として、教育庁幼保推進課に 19 名、北教育事務所に幼児教育センターのサテライトセンターとして 8 名、南教育事務所に同サテライトセンターとして 7 名の計 34 名になっている。

A 県幼児教育センターの業務内容として、保育者への研修機会の提供や各種園訪問による園内研修支援、さらに保育所や幼稚園等の認定こども園への移行のための運営支援等業務内容は多様である。

以上のように A 県幼児教育センターは、幼保推進課とともに北及び南サテライトセンターが分担して保育士の研修や保育所、幼稚園の保育、教育の支援等の業務にあたっている。

② 研修の実施状況

A 県幼児教育センターの中心的な業務の一つが保育者への研修機会の提供である。A 県における保育者を対象とした主な研修は、表 2 のとおりである。A 県では保育所と幼稚園、認定こども園、及び設置者としての公立や私立の区別なく、保育者に対して研修が実施されている。さらに各研修講座は、育成指標に示されたキャリア・ラ

表 2 A 県における保育者等を対象とした主な Off-JT の実施状況一覧⁽³⁾

主な研修名	日数	対象	会場	育成指標
新規採用者研修	10	新規採用幼稚園教諭・保育所保育士 等	総合教育センター	第 1 ステージ
保育実践力向上研修	2	3 年目幼稚園教諭・保育所保育士 等	総合教育センター	第 1 ステージ
5 年経験者研修	2	5 年経過幼稚園教諭・保育所保育士 等	総合教育センター	第 2 ステージ
中堅教諭等資質向上研修	7	10 年経過幼稚園教諭・保育所保育士 等	総合教育センター	第 3 ステージ
PDCA 研修 I、II、III	7	幼稚園教頭、主任教諭・主任保育士 等	総合教育センター他	第 4 ステージ
教頭・主任研修会	1	幼稚園教頭、主任教諭・主任保育士 等	総合教育センター	第 4 ステージ
園長等運営管理協議会 I、II	2	幼稚園長、保育所長等	県教育庁第二庁舎等	第 4 ステージ

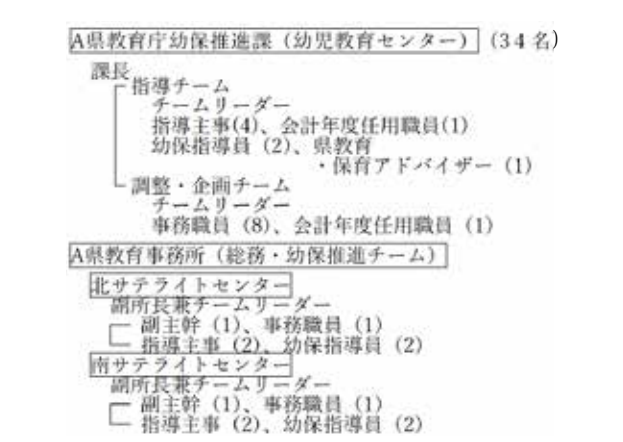


図 1 A 県の幼児教育推進のための組織体制 (R 6 年度)⁽²⁾

表 1 保育者に対する Off-JT の実施等の区分

都道府県	設置者	勤務する施設		研修の実施組織				育成指標と研修※ 2	各所・園等への支援	一元化開始年
		保育所	幼稚園・こ	県幼教セ	県教育セ	県・市町村	関係団体			
A	公立	○	○	△	○	○	○	☆	県教育委員会 会幼保推進課	2004
	私立	○	○	△	○	○	○	☆		
B	公立	○	○	△	○	○			幼児教育センター	2002
	私立	○	○	△	○	○	○			
C	公立	○	○		○	○	○		県教育庁学校教育部義務教育課	2007
	私立	○					○			

※ 1 ○印：研修を該当の組織が実施、△印：県等教育委員会や教育センターの組織の一部門として 活動

※ 2 研修講座の実施要項等に育成指標との関連が示されている場合のみ☆印を記入

イフステージと関連付けられている。

実施内容の一つ目は、幼稚園等の教諭や保育所の保育士を対象とした研修である。公立幼稚園教諭と幼保連携型認定こども園保育教諭に実施が義務づけられている新規採用研修や 5 年、10 年経験者研修は、多少実施形態は異なるものの保育士と幼稚園教諭が区別なく研修を受講することができる。これらの研修は県の総合教育センターを会場として、県教育委員会の幼保推進課により実施されている。さらにそれらの各研修講座は育成指標の第 1、第 2、第 3 ステージに位置づけられている。

二つ目は ミドル層の保育者を対象とした研修である。A 県では、ミドルとしての教頭や主任保育教諭、主任保育士を対象として「教頭・主任研修会」や「PDCA 研修」等が実施されている。これらは教職キャリア指標（保育者）のステージ 4 に位置付けられている。

三つ目は、幼稚園の園長や保育所の所長を対象とした研修である。A 県では園長や所長等の管理職を対象として、「園長等運営管理協議会Ⅰ、Ⅱ」が開催されている。この研修は、教職キャリア指標（保育者）のステージ 4 に位置づけられている。

加えて、第 2 ステージ以降の研修は、キャリアアップ研修としても位置づけられている（新規採用者研修、園長等運営管理協議会を除く）。

以上のように、A 県においては、保育者の Off-JT の実施において、キャリアステージに応じつつ、勤務施設に

よる幼保及び設置者としての公私の区別なく研修が実施されている。

(2) 幼保一元化の経過

① 幼保一元化と組織体制の変遷

A 県における保育者に対する Off-JT の幼保一元化の経過をたどる。表 3 に示したように、昭和 46 年当時の知事により、幼稚園と保育所の連携強化をいっそう進めることが提唱された。

表 3 A 県の幼保一元化の経過 ⁽⁴⁾	
時期	幼保一元化の取り組み
昭和 46(1971) 年 昭和 61(1986) 年 平成 14(2002) 年 平成 16(2004) 年 平成 22(2010) 年	知事が幼稚園・保育所のいっそうの連携強化を提唱 県教育庁に「幼児・養護教育課」を設置 県教育庁総務課が私立幼稚園を所管 県教育庁に「幼保推進課」を設置、保育所を所管 県教育庁幼保推進課が私立幼稚園を所管 →すべての就学前教育・保育施設を所管

このことを踏まえ、昭和 61（1986）年に県教育庁に幼児・養護教育課が新設された。平成 14(2002) 年には、県教育庁総務課が私立幼稚園を所管するようになった。さらに同 16（2004）年には、同庁に「幼保推進課」が設置され、保育所を所管することとなり、幼保一元化が実現した。平成 22（2010）年には、幼保推進課が私立幼稚園を担当し、公立、私立の保育所や幼稚園等の就学前教育・保育施設すべてを所管することとなった。

② 幼保一元化に伴う研修対象者の変遷

このことと関連して、保育者を対象とした研修の変遷をみていく。表 4 は、保育者に対する基本研修や管理職

を対象とした主な研修を一覧にしたものである。A 県での幼保、公私一元化による保育者の Off-JT の実施における、県教育委員会の組織の変遷をみていく。平成 15（2003）年における保育者を対象とした研修の実施組織は A 県教育庁幼児・養護教育課であった。この時点での研修対象は幼稚園教諭や幼稚園長等であった。翌平成 16（2004）年には、研修実施のための組織が同庁幼保推進課となった。さらにこの年から、「園長等運営管理協議会」の研修対象者として幼稚園長等に加えて、保育所の所長も加わることになった。同様に「保育技術協議会」についても幼稚園教諭に加えて保育士等も参加対象となった。平成 17（2005）年には、同課が実施するほとんどの研修の対象者として保育士が加えられた。さらにこの年から「PDCA 研修」が、保育士や幼稚園教諭等を対象に実施されるようになった。平成 19（2007）年には、一部の研修について実施日数の見直しが行われた。令和 6（2024）年には、就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るために「架け橋プログラム 研修会 1・Ⅱ」が開始された。それ以外の研修の実施日数については 平成 19 年から変更はなかった。

以上のように、A 県の Off-JT の実施組織が幼保推進課となったことから、幼稚園や保育所、さらに公立や私立の区別なく研修を実施することとなった。

(3) 行政による市町村や園等との関わり

A 県教育庁幼保推進課では、市町村との連携や保育所、幼稚園等への研修に対する支援等を実施することにより、教育・保育の質の向上を図る取り組みをしている。

① 市町村との連携

A 県では、平成 28 年度から県の教育・保育アドバイザーを配置することになった。県アドバイザーの役割として、市町村アドバイザーの育成と活動支援や各園等の課題解決のための協議、情報収集、さらに市町村間のネットワーク構築等があった。そのために、教育・保育アドバイザー連絡協議会を組織し、ネットワークの構築や市町村への支援訪問、研修会等を実施している。

② 園等への支援

各園等に対する支援においては、公立と私立では多少異なった形態による支援体制となっている。A 県では公立の幼稚園や認定こども園を対象に、計画的に訪問を実

施している。さらに 公立や私立にかかわらず、幼稚園や保育所、認定こども園の要請に基づいて指導主事等の訪問を行っている。加えて、園内研修へのサポートとして支援訪問を実施している。以上のように A 県では、幼稚園や保育所、認定こども園を対象に、園等の運営や教育・保育活動の充実を図るための支援活動を行っている。

(4) 研修の実際と育成指標との関係

A 県においても、校長や教員等が備えるべき資質能力として、育成指標（A 県では「教職キャリア指標」としている、以下教職キャリア指標と記載）が策定されている ⁽⁶⁾。教職キャリア指標には、教員として求められる人材像や基本的な資質能力としてのマネジメント能力、生徒指導力等、さらに各キャリアステージで身につけるべき能力を示している。教職キャリア指標は、小学校及び中学校の校長や教員等、さらに園長や保育者等の対象ごとに策定されている。

A 県における保育者を対象とした教職キャリア指標（保育者）は、採用時に求められる保育者像を示すとともに、経験年数に応じて求められる資質能力を示している。経験年数として初任期为第 1 ステージ、経験年数 10 年目までを第 2 ステージ、11 年目以降を第 3 ステージ、主任や教頭、園長等を第 4 ステージとしている。さらに、各ステージごとに、マネジメント能力や専門的指導力、保育実践力に加えて、A 県の教育課題への対応の 4 つの観点を踏まえて、保育者としての資質能力が示されている。A 県で行われる保育者を対象とした Off-JT において、経験年数や職能に応じた各ステージに示された資質能力を踏まえて研修が実施されている。以上のように A 県においては、育成指標としての教職キャリア指標（保育者）に基づいて研修が実施されていた。

保育士のキャリアアップ研修は、A 県が実施している研修と外部機関が実施する研修を組み合わせることにより必要な科目が履修できるように実施している。具体的には、A 県が実施している「5 年経験者研修」や「中堅教諭等資質向上研修」における実施内容に応じて修了要件としてカウントされる。これらの講座以外に、民間の機関を委託することで全領域を網羅できるようにしている。

今回の訪問調査によると、A 県では 20 年ほど前（2024

表 4 保育者等を対象とした主な Off-JT の担当の変遷 ⁽⁵⁾

主 な 研修	実施年	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H19 (2007)	R6 (2024)
	組織名	幼児・養護教育課	幼保推進課	幼保推進課	幼保推進課	幼保推進課
新規採用者研修	幼稚園教員 (7)	幼稚園教員 (7)	幼稚園教員 (7)	新規採用保育士・幼稚園教員 (9)	新規採用保育士・幼稚園教員 (10)	新規採用保育士・幼稚園教員 (7)
保育実践力向上研修						保育士・幼稚園教員 (2)
5 年経験者研修	5 年経験者幼稚園教員 (1)	5 年経過幼稚園教員 (1)	5 年経過保育士・幼稚園教員 (2)	5 年経過保育士・幼稚園教員 (2)	5 年経過保育士・幼稚園教員 (3)	
10 年経験者 (中堅等) 研修	幼稚園教員 (5)	幼稚園教員 (5)	10 年経過保育士・幼稚園教員 (8)	10 年経過保育士・幼稚園教員 (7)	10 年経過保育士・幼稚園教員 (7)	
園長等運営管理協議会	幼稚園長、副園長 (2)	幼稚園長、保育所長等 (2)	保育所長・幼稚園長 (2)	保育所長・幼稚園長 (2)	保育所長・幼稚園長 (2)	
教頭・主任研修会	幼稚園教頭、主任教諭 (1)	幼稚園教頭、主任教諭 (1)	主任保育士、幼稚園教頭、主任教諭 (1)	主任保育士、幼稚園教頭、主任教諭 (1)	主任保育士、幼稚園教頭、主任教諭 (2)	
PDCA 研修			保育士、幼稚園教員等 (4)	主任保育士、幼稚園教頭、主任 (2)		
架け橋プログラム研修会Ⅰ・Ⅱ					Ⅰ：施設長、小校長、行政担当 (1)、Ⅱ：施設教職員、小学校教職員 (1)	

※ 表中の（ ）は、研修の実施日数を示す

年現在) から、幼稚園や保育所及び設置者としての公立私立の区別なく保育者の研修を実施してきており、幼保一元による Off-JT が実施されていることが分かった。また、保育所や幼稚園等で行われる園内研修にも行政から講師を派遣する等、研修内容の充実に努めていた。さらに保育者の資質向上の一環として、保育者の育成指標の第 2 ステージに相当する研修講座の一部はキャリアアップ研修と関連付けられて実施されていた。加えて、各研修講座は、育成指標としての教職キャリア指標 (保育者) のキャリアステージと関連付けられていた。

以上のように A 県においては、幼保の区別なく保育者として Off-JT が実施されているとともに、各園で実施される研修へのアドバイザーの派遣により、質の確保に努めていた。

さらに、保育者の育成指標のキャリアステージを踏まえ教育センター等で研修が実施されており、一部ではあるがセンターで実施される研修とキャリアアップ研修が関連付けられていた。これらの保育の質向上の実践として、A 県教育庁が、保育者個々人及び保育所や幼稚園等の組織への支援を意図的、計画的に行っていた。

4 幼保、公私一元化、育成指標を踏まえた B 県の実施状況

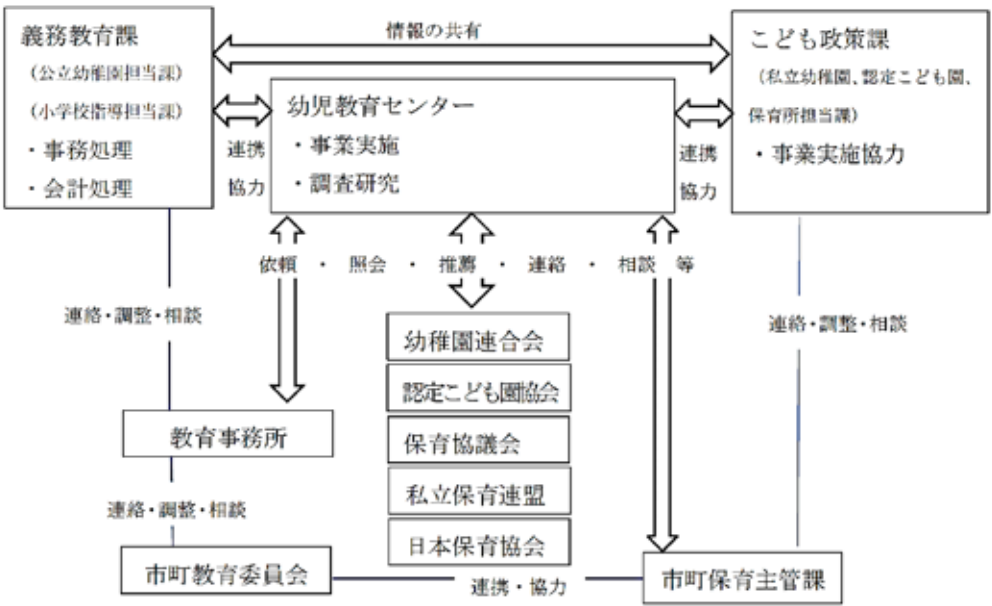


図 2 事業実施体制図及び組織図

B 県においては、幼児教育推進の中核的拠点として B 県幼児教育センターが設置されている。ここでは、B 県の幼児教育推進における幼児教育センターの役割や機能及び研修対象について、施設類型の違いや公立・私立の枠を越えた一体的な取組の経緯及び実状を紹介することで、B 県における一元化に向けた取組の特徴を概観する。(1) B 県における幼児教育推進

① 推進体制及び組織

B 県における幼児教育の幼保、公立・私立の一元的な推進の端緒を築く主要な契機として、全国の各自治体に先駆け平成 14 (2002) 年に、県の幼児教育の中核的施設として B 県総合教育センター内に新たな部門である幼児教育部「B 県幼児教育センター」(以下、「幼児教育センター」と略記) を設立したことがあげられる。この幼児教育センターを核として県の関係課室が協働し、さらには幼児教育施設各団体や各市町行政と連携・協力しながら、県全体の幼児教育の質向上を図っている。以下、B 県の幼児教育推進に係る事業実施体制及び組織、B 県の幼児教育推進機構と幼児教育センターの位置づけ、関連を図 2 に示す⁽⁷⁾。

幼児教育センターの組織体制は、図 3 のように 8 名で構成されている。教育職である所員 5 名に加え、幼児教育センター顧問は大学教員、幼児教育指導員は 2 名とも

- 幼児教育センター長 (総合教育センター幼児教育部長) (1 名)
- 部長補佐 (1 名)
- 指導主事 (3 名)
- 顧問 (1 名) / 非常勤
- 幼児教育指導員 (2 名) / 非常勤

図 3 B 県幼児教育センターの組織体制

現役の園長であり、幼児教育の専門的な知見、あるいは豊富な実践経験を有する者がその任に当たっている。

また、幼児教育センターは県の教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、幼児教育行政の方向性を示した「B の幼児教育ー B の幼児の健やかな成長のためにー」を平成 23 (2011) 年 3 月に策定し、毎年見直し・改善を図りながら各種施策・事業を展開している。この「B の幼児教育」には、県の役割として「幼児教育センターを中心とした関係課の協力体制の構築」「市町との連携」「関係団体との連携」「架け橋期の教育の充実に向けた機運醸成」が示され、県の各担当部局において行っている幼児教育に関する施策・事業内容に加えて、市町や園、小学校の各自の役割も明記されている。行政分野において所管が分かれて行われている施策・事業を精緻化して明示し、それぞれの役割や責務、関連性が明確化されたことにより、幼児教育が全県的、一元的に推進される要因として機能していることが予期される。

② 幼保小連携推進に向けた施策・各種事業の推進ー市町及び各団体との連携ー

幼児教育センターには、幼児教育充実を目的とした体制整備に加え、幼保小連携を通じて幼児期の豊かな学びを児童期にもつなげたいという期待が設立当時からあったと考えられる⁽⁸⁾。この幼保小連携事業の推進に当たっては、市町教育委員会をはじめ、保育主管課や幼稚園関係団体、保育所関係団体と連携しながら進める必要があり、公立と私立では管轄の違う両者をつなぐ役割を幼児教育センターが担っている。ここでは、幼児教育推進一元化に向けた取組として、幼児教育センターが実施する幼保小連携を目的とした主な施策や事業を紹介する。

ア 幼小連携推進会議

幼児教育センターでは、年 2 回「B 県幼小連携推進会議」を開催している。幼稚園、認定こども園、保育所、小学校等及び家庭教育関係団体の代表者、県幼児教育関係課、市町幼児教育関係課等による 13 名の委員により

構成され、併せて幼児教育センター (8 名)、県関係課から事務局として 6 名が参加して開催されている。この会議は、県の幼児教育推進への理解啓発を深め、「架け橋期に関わる各機関から広く意見を聴取し、幼小連携についての現状と課題を明らかにしながら今後の施策展開に資する」⁽⁹⁾ ことを目的としており、行政を中心とした連絡体制の整備としての役割を果たしていると考えられる。

イ 幼小カリキュラム接続プロジェクト

この事業は、図 4 のように 5 市町ずつ 2 年間指定し、市町の教育委員会・保育主管課が架け橋期の教育の充実に向けて、幼小のカリキュラム接続を推進する組織的な体制づくりを支援するものである。実施においては、市

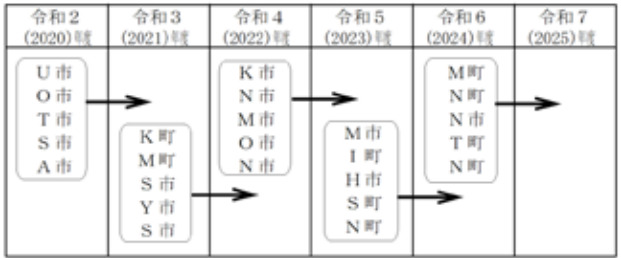


図 4 指定市町の割当

町主体の独自の事業プランや研修内容を計画、実施する等、幼小連携の様々な取組を効果的に行うことができるよう、幼児教育センターが市町の現状に応じ支援する。

指定市町では幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の教職員が、保育・授業や交流活動を公開し、その参観を基に協議を重ねるなどの相互交流を通し、カリキュラム接続の取組の工夫を図ることで、幼小における教育・保育の質の向上につながる一体的な研修の機会となっている。

③ 教育・保育アドバイザー事業 ー園への直接的な関わりー

幼児教育センターでは、公私、施設類型を問わず幼児教育施設や幼児教育関連団体等からの要請に応じ、センターの指導主事や顧問、幼児教育指導員等を教育・保育アドバイザーとして派遣している。教育・保育アドバイザー事業の派遣内容としては、教育・保育の質的向上を目的とし、今日的な課題をテーマにした園内研修の講師

派遣等の計画的・継続的な支援を行っている。また、幼稚園・認定こども園・保育所、小学校等が行う保護者対象の説明会や講演会等に対する派遣等、幼児期の子どもを持つ保護者への支援にも関わっている。さらには、市町の連携組織や各園・校の幼保小連携の研修会等に対して、幼児教育センターの指導主事等を派遣し、幼小の円滑な接続や接続期のカリキュラム編成の充実に向けた支援を行うなど多岐に渡る関わりを通して推進している。令和5（2023）年度の教育・保育アドバイザー派遣件数は70件で、派遣先の種別内訳は、幼稚園（4件）、こども園（6件）、保育所（1件）、小学校（2件）、県の部局（3件）、市町（27件）、小学校教育研究会（2件）、その他（25件）であった⁽¹⁰⁾。

(2) 幼児教育センターが所管する研修事業

幼児教育センターが実施する研修は、前年度末に県内全ての幼稚園・認定こども園・保育所、市町教育委員会・保育主管課に周知される。幼保、公私の違いにより研修形態（悉皆、希望研修等）や研修期間の差はあるものの、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の区別なく研修が計画、実施されている。ここでは、幼児教育センターが所管している研修について主なものを紹介する。

① 幼児教育と小学校教育の連携の深化・拡充のための研修

ア 合同研修〔幼小〕

年に1回、幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の保育者と小学校、義務教育学校の教員を対象に「合同研修〔幼小〕」を開催している。この研修は、幼小の教員が子どもの育ちを共有し、接続期の教育を充実させることを目的に行われている。県内の全幼稚園、こども園、保育所に周知され、幼稚園、こども園、保育所については年長担当の保育者を対象とした希望参加によるもので、小学校の受講対象教員については悉皆とされる。

同市町内の学区を基本として幼保小の教員の混成グループを構成し、幼児教育センターより提示される喫緊の課題等をテーマとした協議が研修の内容である。幼保小の教員が共に語り合うことを通じて、幼児期と児童期の接続期の望ましい教育の在り方を考える機会として位置づけられている。運営に関しては令和3（2021）年度から、市町主体での研修促進や働き方改革の視点を踏

まえた研修の整理・精選により、市町主催での研修として漸次的に移行され、その研修に参加することで「合同研修」の「見なし研修」となっている。令和6（2024）年度は、10市町のみが幼児教育センターでの研修対象となり、年々、各市町の取組へと移管する傾向が見られる。

イ 幼小接続推進者研修

「幼小接続推進者研修」は、令和4（2022）年度から実施され、市町村教育委員会、保育課主管により選定された幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校教員が対象となる。この研修の設定経緯は、まず「幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修」（平成14～27年度）として、「幼稚園・保育所・小学校の教職員が相互の職場で実際の保育や教育を体験し、子どもの発達に即した指導や、幼・保から小学校への円滑な教育の接続に生かすことを目的として実施された。その後「幼小連携推進者養成研修」（平成28年～令和3年度）として再編され、幼小の相互参観や相互職場体験を含んだ研修に加え、「幼小ジョイントカリキュラム」の作成が研修内容として課されている。保育者と小学校教諭がペアになり、カリキュラム作成を通して、幼小連携の推進者に求められる資質向上を図ることが目的とされている。

その後継となる研修として「幼小接続推進者研修」が立ち上げられ、受講人数の見直し（令和6年度は、幼・こ・保6名、小・義務教育学校6名が対象）と内容の精選・充実が図られ現在に至っている。各市町で「幼小の円滑な接続の重要性や接続期のカリキュラム充実について指導的な役割」を担う人材育成の場として位置付けられている。

② 各キャリアステージに応じた研修

ア 保育者研修と育成指標との関連

B県では、キャリアステージ別に育成を目指す資質・能力を「資質向上に関する指標（参考資料）」として示している（以下、「育成指標」と記載）。高度専門職としての職責、経験、適性に応じるため、管理職を対象とした「園長」と、保育者を対象とした「幼稚園教諭等」の2つのキャリアステージごとに指標を設定している。ここでは幼稚園教諭等の育成指標について説明する。育成指標には、図5のように「採用時の姿」を起点として、

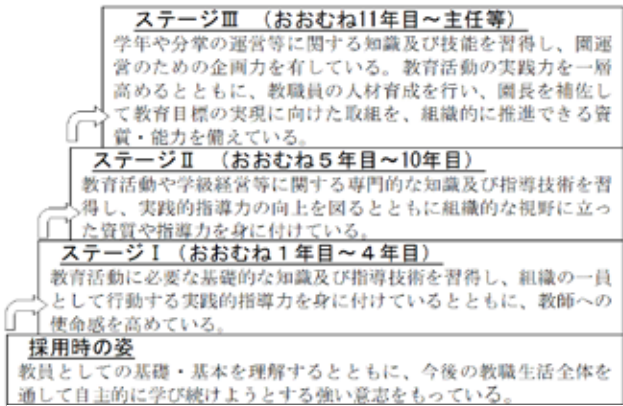


図5 幼稚園教諭等の育成指標（「全体指標」のみ抜粋・作成）

経験年数に応じて、「ステージⅠ（おおむね1年目～4年目）」「ステージⅡ（おおむね5年目～10年目）」「ステージⅢ（おおむね11年目～主任等）」の3つのステージ（成長段階）が設定されている。図5は、「全体指標」のみを示しているが、この「全体指標」をもとに、幼児理解や総合的な指導力、実践力といった「保育に関する指標」、園務分掌や同僚性、研修、家庭・地域・関係機関との連携といった「参画・経営に関する指標」、保育者に求められる素養を示した「意欲・態度に関する指標」の3つの観点から、それぞれのキャリアステージで身に付けるべき姿や能力として具体化している（ただし、「意欲・態度に関する指標」については、ステージの区分はない）。この育成指標については、公立の幼稚園教諭や幼保連携型認定こども園保育教諭（教育公務員）を対象としているが、私立の幼稚園教諭や幼保連携型認定こども園保育教諭、保育所保育士に関しても、県内の各園に

参考として送付している。

また幼児教育センターでは、保育者が自身の教育・保育生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験等に応じ計画的・効果的に資質能力の向上に努めることができるよう、この育成指標と関連づけて研修体系を構築している。研修の連続性・発展性を踏まえ、キャリアステージに応じた「年次研修」「職位研修」と、喫緊の課題等に対応するための「幼児教育研修」「幼小合同研修」を開設している。主体的に学び続ける保育者の資質向上を支える多様な研修講座の体系的位置づけが受講者にも分かるよう、図6に示す通り、「幼児教育センター事業体系図」としてまとめられ、センターが所管する研修が、どのステージに該当するのかが明確化されている。

イ 法定研修（年次研修）の一体的な取組

幼児教育センターでは、設立当初より幼稚園教諭を対象とした法定研修（年次研修）を実施しており、「子ども・子育て支援新制度」施行を契機に幼保連携型認定こども園保育教諭も対象に含めた。新採用教員研修は、県保健福祉部こども政策課及び、県幼稚園連合会との共催で開催、運営され、9日間の研修のうち第1、2、3、9日目が幼児教育センター主催、第4～8日目が県幼稚園連合会主催となる。また、平成27（2015）年度には「幼稚園等教職5年目研修」を新たに設定し、平成29（2017）年度には「幼稚園教職10年経験者研修」を「中堅幼稚園教諭等資質向上研修」に改称した。

これら法定研修は、これまで国公立・私立を含めた幼稚園教諭、幼保連携型認定こども園保育教諭を対象としてきたが、令和6（2024）年度からは、「幼児教育施設

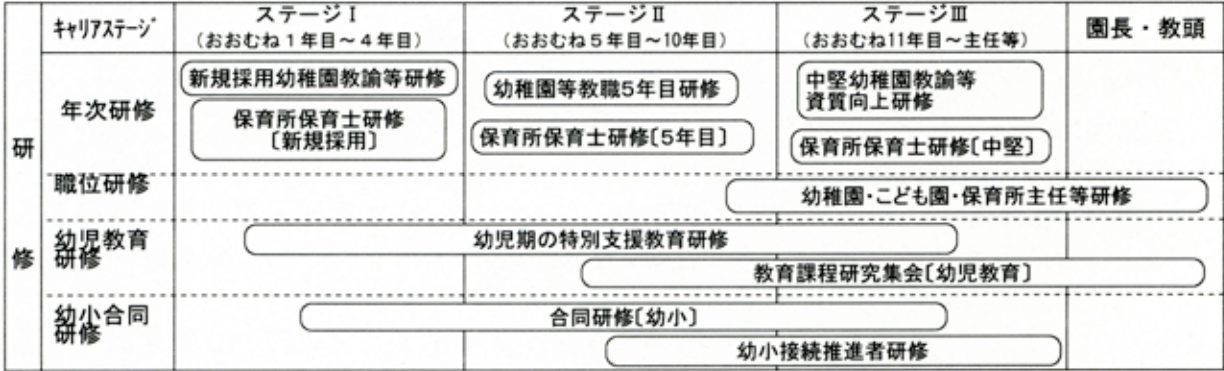


図6 令和6（2024）年度幼児教育センター事業体系図（一部抜粋及び改変したもの）

の類型や国・公・私立に関わらず、県全体の幼児教育の質の向上をこれまで以上に図る必要がある」⁽¹¹⁾との理由から、研修の質的充実と保育士の研修受講機会の確保を目的として「保育所保育士研修〔新規採用〕」「保育所保育士研修〔5 年目〕」「保育所保育士研修〔中堅〕」を新規に単日で設定している。また、職位別研修として「幼稚園・こども園・保育所主任等研修」も新設された。研修の設定に際しては、保育士を対象として他団体や他部局における既実施の研修との重なりに配慮し、研修内容の重複が生じないように精選し研修の目的の明確化を図っている。開始年度となる令和 6 (2024) 年度は、〔新規採用〕〔5 年目〕〔中堅〕研修とも 1 日だけの開催となり、幼稚園教諭、幼保連携型認定こども園保育教諭を対象とした既存の研修との合同研修として開催されており、今後の実施の在り方については更なる充実・改善を目指している。

以上のことから B 県では、就学前保育・教育から小学校教育への「架け橋期」の充実を基軸とし、幼児教育センターが中核となって施策・事業及び研修の推進を図ることにより、幼保、公私の区別のない一元的取組が進展されてきた。就学前保育・教育から学校教育へ円滑に接続するためには、地域全体において学校・施設が連携する必要があり、関係自治体が一体となって環境整備や組織体制を形成する役割を担うことが求められる。B 県の取組は、就学前保育・教育と学校教育の垂直的統合化の過程と幼保の一元・一体化という保育・教育の水平的な統合化が包括的に展開することの有効性を示唆するものとする。一方 B 県においても、園児数の減少に伴う公立幼稚園の縮小化が進行している現状も見られ、このことは研修体系の在り方を見直す要因の一つと推察される。幼保の保育者に同等の研修機会を保障するためには、幼稚園、認定こども園、保育所における幼児教育・保育の特性の違い及び施設の人的・物的体制の違い等も踏まえ、幼保の機能の接近を考慮した上での効果的な研修内容・方法へと充実させる必要性等、更なる改善にも期待したい。

5 C 県における保育者研修実施状況

本章では、C 県の保育所や幼稚園、認定こども園の保

育者研修の実践状況をみていく。

(1) 研修等の実施組織及び実施体制

C 県において、幼児教育関係の研修管轄は教育庁学校教育部義務教育課が中心である。義務教育課は、公立幼稚園や公立認定こども園の基本研修 (新規採用研修、中堅教諭等資質向上研修等) と専門研修 (保育技術専門研修、園長等専門研修等) のとりまとめをしている。また研修の実施においては、研修履歴の蓄積を目的に、公立とともに私立の幼稚園や認定こども園の新採用教諭等を対象に研修受講の有無を確認し、受講した講義ごとに受講証を発行するようになった。また、公立幼稚園教諭等以外の保育所の保育士を対象とした研修については、C 県庁福祉部局の子ども未来課が担当している。なお、保育士等のキャリアアップ研修については、C 県が外部機関に運営を委託して実施している。

義務教育課では、各市町村との連携のもと研修実施の周知や希望受け入れの手続き等を県内のすべての保育所や幼稚園等を対象に実施しており、幼稚園教諭等の研修や各園等への支援全般を担っている。

ただし、幼保連携事業に関しては、生涯福祉課が中心になって担当している。なお、義務教育課で作成している研修の概要には、「保育者としてのキャリアステージに即して、必要な研修の機会を確保するとともに、国の動向や幼稚園教諭等の資質・能力の向上に関する育成指標モデルを踏まえ、必要とされる研修を長期的展望に立って体系化し、実施する。」と記載されている⁽¹²⁾。保育者を対象とした研修等の実施における組織体制は表 5 に示すとおりで、幼児教育の分野は幼児教育施設教職員向け (幼稚園教諭、保育教諭、保育士など) 研修が主な担当となり、県担当は義務教育課で 3 名である。また地区別の事務所 (5 事務所) の担当者がそれぞれ 2 名おり、研修の内容で分担され、10 名で担当している。よって、幼児教育に係る県の研修に関わる人数は全部で 13 名と

表 5 C 県の幼児教育等研修担当組織体制 (R6 年度)⁽¹³⁾

県全体担当	義務教育課	3 名
地区別担当	各地区担当者 (5 地区)	10 名 計 13 名
↓		
各研修実施	県…主担当 1 名、副担当 1 名 →計画立案、司会、全体運営	各事務所…4 名程度 →受付、講師送迎、案内等

なる。例えば、初任者研修等の実施においては、県の主担当 1 名と副担当 1 名、それをサポートする事務所の担当者 4 名程度の協力のもと、当日は 6 名程度で運営していく体制をとっている。司会や全体の運営等の計画を主担当と副担当が立案し、その要項に従って受付や講師の送迎、案内などを運営スタッフと協力して行う。

(2) 研修の実施状況と開始時期

義務教育課の中心的な業務の一つが保育者 (公立幼稚園・認定こども園等) への研修機会の提供である。該当保育者を対象とした主な研修は図 7 のとおりである。

実施研修の一つ目は、公立幼稚園等の新規採用教員対

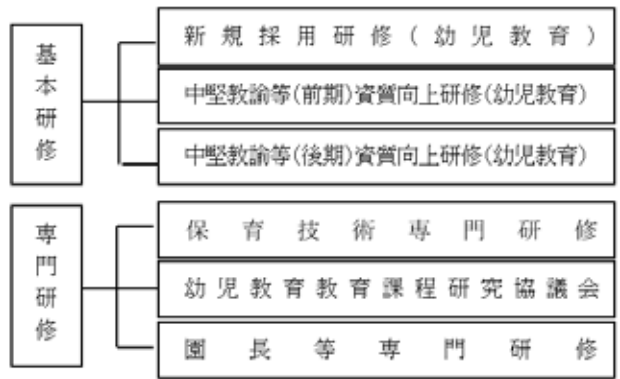


図 7 C 県幼児教育に携わる保育者の資 質・能力向上を目指す研修体系⁽¹⁴⁾

象研修である。新規採用研修は教育公務員特例法の規定に基づいて現職研修の一環として実施され、職務遂行に必要な事項や実践的指導力、使命感等を養うとともに幅広い知見を得ることを目的としている。園外研修 7 日、園内研修 10 日の実施及び受講を求めている。本研修は平成 4 (1992) 年度に開始された。二つ目は、中堅教諭等〔前期・後期〕資質向上研修である。教育公務員特例法の規定に基づいて個々の能力、適性等に応じた 1 年間の研修を実施し、教諭等としての資質の向上を図ることを目的としている。対象は前期 6 年次、後期 12 年次に当たる幼稚園教諭、保育教諭であり悉皆で実施され、前期、後期とも園外研修 5 日、園内研修 5 日実施される。なお、本研修は、前期が平成 15 (2003) 年度、後期が令和 2 (2020) 年度から開始された。三つ目は、中堅教諭研修と合同で実施する保育技術専門研修である。保育技術についての専門的な講義や研究協議等を行うこと

により、幼児の発達や個性に応じた実践のために必要な技術の向上を図ることを目的とし、実施日数は 3 日のうち講義内容をもとに参加を選択できる希望制の研修である。本研修は平成 5 年度に開始された。四つ目は、幼児教育教育課程研究協議会であり、中堅教諭等 (前期) 研修受講者を対象とした悉皆研修に加え、希望者が参加できる研修として実施している。幼稚園等の教育課程編成及び実施に伴う指導上の諸課題等について研究協議を行うことにより、日々の実践や幼稚園等における教育課程等を見直し、改善を図り、幼児教育の充実に資することを目的とし、平成 12 (2000) 年度に開始された。五つ目は、園長等専門研修である。対象は公立幼稚園等の初任園長が主で、幼稚園等の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等を行うことにより、幼児の発達特性に応じた総合的な指導を推進し、幼児教育充実に資することを目的とし平成 12 年度に開始された。

また、図には示されていないものの、幼児教育担当指導主事等研修会も開催している。市町村教育委員会指導主事等を対象として、幼児教育に関する講義、訪問指導の在り方等に関する協議を通して、幼児教育の充実に向けた取組について共通理解を図るとともに、指導主事等の資質の向上を図ることを目的としている。

以上が C 県における公立幼稚園、公立認定こども園の保育者を対象とした主な研修であるが、図 7 に示した研修については、私立幼稚園や保育所などの保育者にも希望を募り参加できるシステムとなっている。このことから、C 県では幼保小連携事業も含めて、保育者を対象とした研修の実施において、部分的に一元化が進められているといえる。

(3) 行政による市町村や園等との関わり

① 市町村との連携

C 県の保育者を対象とした研修の状況は前述のとおりであるが、各研修の対象者の欄には付記事項として、県内の幼児教育関係者は希望があれば設置形態等を問わず受講できると明示されている。このことを踏まえ、義務教育課が保育者研修の受講者を募集する際には、各市町村へ公立、私立や幼稚園及び保育所等の園種を問わないで通知している。研修参加の実態として、令和 6 (2024) 年度の新規採用教員研修は参加者が 93 名で、そのうち

公立幼稚園・認定こども園の参加者は約30名であった。また、法定研修と位置づけている研修については、未受講者をなくすことに注力しており、県への研修履歴提出を義務付け、未受講を防ぐシステムづくりも行っている。

② 園等への支援

C県では、保育所や幼稚園の運営や研修への支援のために、幼児教育指導員(園長職経験者等のベテラン)を、令和6年度は14名配置している。派遣については、義務教育課で調整を図り指導員が順次各園に出向いて経営指導や研修支援を実施している。研修のあり方、内容や講師選定については、「新規採用教員研修の手引き」に準じて実施している。また、園外・内研修について義務教育課と生涯福祉課で意見交換会を実施するなどよりよい研修機会の提供になるよう努めている。

(4) 研修の実際と育成指標との関係性

研修と育成指標の関連については、C県の幼児教育の研修に関する概要において、保育者としてのキャリアステージに即して、必要な研修の機会を確保すると記載されている⁽¹⁵⁾。キャリアステージに応じた研修の流れに関しては図8で示すとおりである。

第1期(形成期)では、新規採用教員研修で、指導力・幼児理解の向上を目的としている。第2期(成長期)は、

中堅教諭等(前期)資質向上研修で、教職・指導の専門性向上を目的とする。第3期(発展・充実期)では、園務分掌等の企画調整及び若手教員への指導・助言を目的とする。最終ステージの第4期(貢献・深化期)では園運営及び若手・中堅教員への指導助言を目的としている。また、C県独自の「幼稚園教諭等育成指標モデル」として、以下のように示されている。大項目として基本的資質、専門職として教員に求められる力量、高度専門職として教員に求められる力量が掲げられ、中項目で①教職に必要な素養、②指導力、③幼児を理解し、援助する力、④学級を経営する力、⑤園運営に関する力と分類されている。さらに中項目を細分化し指導計画や保育技術、発達の特性に応じた援助、家庭との連携、危機管理などの内容が示されている。それらの「採用時の姿」をスタートとして、勤務1～5年の第1期〈形成期〉から勤務24年以上の第4期〈貢献・進化期〉まで経験年数(キャリア)に合わせて指標として記載されている。

本章でのまとめとして、C県では幼児教育関係の研修管轄は学校教育部義務教育課が中心となっている。主な実施内容は、公立幼稚園等の新規採用教員を対象とした研修、中堅教諭等〔前期・後期〕資質向上研修、中堅教諭研修受講者を主とした保育技術専門研修や幼児教育教

育課程研究協議会、そして園長等専門研修であった。なお、上記の研修は、私立幼稚園、保育所などの保育者にも希望を募り参加できるシステムとなっており、幼保小連携事業も含め、部分的一元化が進められていた。また、各研修は、C県における教員の資質の向上に関する指標(幼稚園教諭等)として、C県独自の「幼稚園教諭等育成指標モデル」と関連づけて示されていた。

6 全体考察と研究のまとめ

本研究の目的は、保育所や幼稚園、認定こども園の保育者に対する園外研修としてのOff-JTの実践において、幼稚園と保育所等及び公立と私立を区別することなく実施している都道府県の実態を明らかにし、その上で現状と課題を整理・分析することであった。このことを踏まえ、Off-JTの実施における幼稚園教諭と保育士等を一体的に実施している都道府県を対象に訪問調査を実施した。

調査対象とした都道府県は、保育所の保育士と幼稚園等の教諭及び設置者としての公立と私立が一体となって研修を実施している都道府県である。しかし、保育者を対象としたOff-JTの実施形態は、都道府県により異なっていた。調査対象としたA県では、実施組織としては県幼児教育センターとしているが、実際の運営組織は県教育委員会の関係部局であり県教育センターと連携して研修をおこなっていた。しかし、調査対象県により研修の実施における市町村や関係団体との連携の在り方や各保育所や幼稚園等に対する研修支援のあり方は異なると考えられた。さらに、幼保一体化であっても、B県やC県のように研修により対象者が幼保の区別があったり、また一体で実施されたりと部分的な取り組みの場合があることが分かった。これらの検討結果を踏まえて、幼保一元化の先進事例であるA、B、C県の3県を対象として、一元化の経過や組織、研修の実施状況を訪問調査を踏まえて検討した。

訪問調査の結果、A県では20年ほど前(2025年現在)から、幼稚園や保育所及び設置者としての公立私立の区別なく保育者の研修を実施しており、幼保一元によるOff-JTが実施されていることが分かった。また、保育所や幼稚園等で行われる園内研修にも行政から講師を派遣

する等、研修内容の充実に努めていた。さらに保育者の資質向上の一環として、保育者の育成指標の第2、第3ステージに相当する研修研修講座の一部はキャリアアップ研修と関連付けられて実施されていた。加えて、各研修講座は、育成指標としての教職キャリア指標(保育者)のキャリアステージと関連付けられていた。

以上のようにA県においては、幼保の区別なく保育者としてOff-JTが実施されるとともに、各園で実施される研修へのアドバイザーの派遣により、質の確保に努めていた。さらに、保育者の育成指標のキャリアステージを踏まえて教育センター等で研修が実施されており、一部ではあるがセンターで実施される研修とキャリアアップ研修が関連付けられていた。これらの保育の質向上の実践として、A県教育庁が、保育者個々人及び保育所や幼稚園等の組織への支援を意図的、計画的に行っていることが分かった。

またB県では幼児教育センターが中核となり、就学前保育・教育から小学校教育への「架け橋期」の充実を基軸とした施策・事業及び研修の推進を図ることにより、幼保、公・私立の区別のない一元的取組が進展されてきた経緯を見ることができた。B県においては幼児教育推進に係る行政所管が完全に一元化されていないが、幼児教育センターが就学前児童の教育・保育の充実を一体的に推進するための「結節点」となることで一元的な取り組みのための環境整備や組織体制を形成する役割を担っていた。また、設置者や施設類型を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所の要請に対し、訪問による助言・指導等を行うとともに、育成指標を基に保育者のキャリアステージを踏まえた研修や幼児教育の知見を集約し、連携した研修を実施することで、質の高い教育・保育の実現を目指した研修を一体的に実施することにつながっていた。

さらにC県では、幼児教育関係の研修管轄は学校教育部義務教育課が中心となっている。主な実施内容は、公立幼稚園等の新規採用教員を対象とした研修、中堅教諭等〔前期・後期〕資質向上研修、中堅教諭研修受講者を主とした保育技術専門研修や幼児教育教育課程研究協議会、そして園長等専門研修であった。なお、上記の研修は、私立幼稚園、保育所などの保育者にも希望を募り参加で

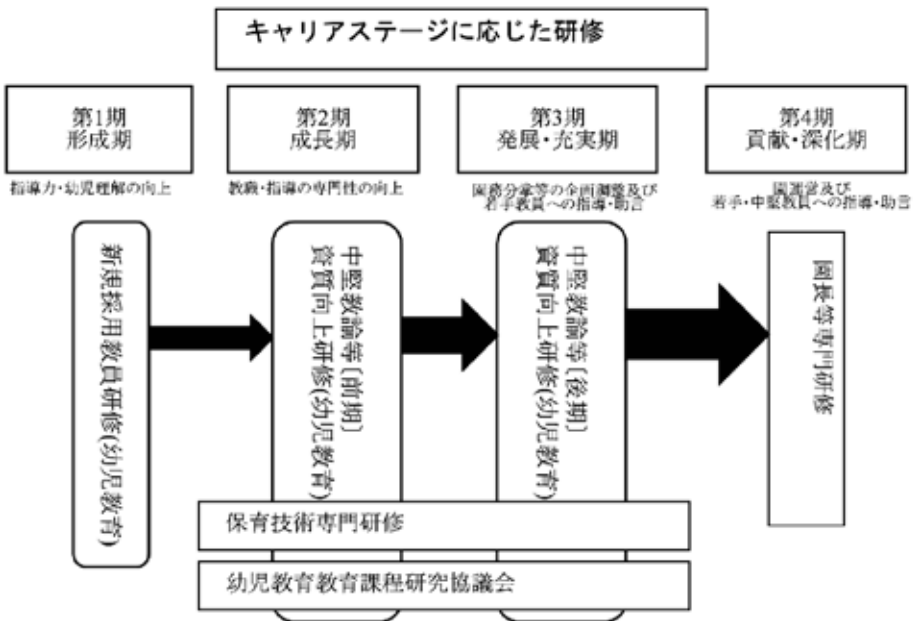


図8 キャリアステージに応じた研修⁽¹⁶⁾

きるようになっており、幼保小連携事業も含め、部分的
一元化が進められていた。また、C 県における教員の資
質の向上に関する指標 (幼稚園教諭等) は C 県独自の「幼
稚園教諭等育成指標モデル」として示されていた。

以上のように、保育者を対象とした幼保一元化による
実践において、A、B、C 各県に実施方法に違いがあるこ
とが明らかになった。その一方、鈴木 (2025) が指摘
したように、保育者研修が都道府県によっては幼稚園と
保育所等が明確に区別されて Off-JT が実施されている実
態もある。その一方、本調査で検討した A、B、C 各県
では細部における実施形態の違いはあるものの、幼保一
元化により研修が実施されていた。このことから、本研
究で明らかになった課題として、都道府県による保育者
研修システムの多様性の存在がある。本研究で検討した
ように、保育士と幼稚園等教諭の研修は、先進都道府県
の事例を踏まえると、小学校入学前の保育・教育の場と
しての保育所や幼稚園が位置づいていることから、保育
者に求められる資質能力も同一なものとして実施されな
ければならない。その上で、保育所や幼稚園等で保育者
により保育と教育が一体的に行われ、育てほしい 10
の姿が達成される。そのためにも、保育者の一体的な
Off-JT の実施が求められる。

その一方、本稿での調査対象は 3 つの都道府県に限定
されていた。全国的な状況を把握するためにもさらに網
羅的な調査が求められることになる。

なお、本論の執筆は、4 章を穴戸、5 章を鈴木翔が行い、
それ以外を鈴木久が担当した。

また、本研究は、JSPS 科研費 JP24K05819 の助成を
受けて実施した調査結果等の成果の一部をまとめたもの
である。

【註】

- (1) 志田実恵「Chiik ! 幼児期の教育が重要といわれる
きっかけ「ペリー就学前 計画」とは」、https://
chiik.jp/efdv0/、2024 年 10 月 10 日 閲覧
- (2) 秋田県教育庁幼保推進課訪問時の配付資料 (2024
年 8 月 20 日) より
- (3) (2) と同様
- (4) (2) と同様

- (5) (2) と同様
- (6) 秋田県教職キャリア指標 (保育者) : https://www.
pref.akita.lg.jp/uploads/public/
archive_0000032662_00/、2024 年 9 月 7 日 閲覧
- (7) 調査協力先である B 県関係機関の作成によるもの
を転用した。
- (8) 栃木県幼児教育センターの H P には、その設立の
目的として、栃木県幼児教育センターは「幼児教育
の中核的施設として、幼稚園、保育所、こども園、
小学校の連携と相互理解を図りながら、とちぎの子
どもの幼児期から児童期への円滑な接続と幼児期に
ふさわしい教育環境の整備を目指します。」と記載さ
れている。
- (9) 栃木県幼児教育センター H P 「幼小連携の推進」
「幼小連携推進会議」「令和 6 (2024) 年度栃木県幼
小連携推進会議開催要項」: https://www.tochigi-edu.
ed.jp/center/youji/youho/menu.htm#kaigi、2024 年
10 月 30 日 閲覧
- (10) 栃木県総合教育センター『令和 5 (2003) 年度
所報』、p.21
- (11) 栃木県幼児教育センター訪問時の配付資料「R
6～研修再編について」(2024 年 10 月 9 日) より
- (12) 令和 6 年度幼児教育に関する研修の概要 https://
kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2024/03/
youji-kenshu2024.pdf、2024 年 12 月 12 日 閲覧
- (13) 茨城県教育庁学校教育部義務教育課訪問時の配
付資料 (2024 年 10 月 8 日) より
- (14) (12) と同様
- (15) (12) と同様
- (16) (12) と同様

【参考文献】

- OECD (2019)『OECD 保育の質向上白書 人生の
始まりこそ力強く：ECEC のツール ボックス』、秋
田喜代美 他 訳、明石書店 (OECD (2012) Starting
Strong III A Quality Toolbox for Early Childhood
Education and Care)
安藤香・大宮摂子・川合真由美・佐藤朋絵・那須とよみ・

- 羽根由美子 (2021)「園外研修 における保育者の
学びに関する研究」『人間文化研究 (名古屋市立大学
大学院人間文化 研究科)』Vol.36、pp.117 – 134
- 太田美鈴・新井 美保子 (2020)「市町村における新任
保育士研修の現状と課題」『愛知教 育大学研究報告
教育科学編』Vol.69、pp.39-47

黒澤聡子 (2018)「特別区立幼稚園教員の研修体系に
ついて：現状と課題」『保育教諭養成課程研究』
Vol.4、pp.85-94

小杉裕子・深谷和義 (2023)「全国教育センターが実
施する幼稚園教諭等向け研修内容の都道府県別比較」
『椛山女学園大学研究論集』Vol.54、pp.177-186

鈴木久米男 (2024)「幼稚園教諭等の育成指標と研
修との関わりの現状」『福島学院大学 研究紀要』
Vol.66、pp.4-14

鈴木久米男 (2025)「幼稚園や保育所等の保育所に対
する Off-JT の実施における都道府県による実施体制
の比較検討」『福島学院大学研究紀要』Vol.67、pp.1-
14

千葉武夫・森俊之・西村重稀・碓氷ゆかり・清水益治
(2022A)「幼稚園教諭に関する教員育成指標の分析
: 保育所保育士の育成指標の構築を目指して」『帝塚
山大学教育学部紀要』Vol.4、pp.46-55

千葉武夫・西村重稀・清水益治・森俊之・碓氷ゆかり・
成田朋子・吉岡真知子・波田埜英治・水上彰子・青
井夕貴・中島一・岡村季光 (2022B)「保育所・認定
こども園等の研修体系の形成に関する研究」『保育科
学研究』Vol.12、pp.120 – 174

花岡隆行 (2019)「和歌山県における保育・幼児教育
施設の研修の実態に関する一考察」『和歌山信愛女子
短期大学信愛紀要』Vol.60、pp.47 – 52

開仁志 (2021)「保育者の研修体系構築に関する一考
察―法定研修を中心に―」『金沢星稜大学 人間科学
研究』Vol.14、No.2、pp.39-44

保育教諭養成課程研究会 (2021)「幼稚園教諭等のキャ
リアステージごとの育ちと都道府 県・政令市・中
核市における研修の実態」『令和元年度文部科学省
委託調査研究「幼児教育の教育課題に対応した指導
方法等充実調査研究」報告書』、https://youseikatei.

com/pdf/20200528_2.pdf、2024 年 5 月 11 日 閲覧
山崎茜・米沢崇・渡邊功 (2023)「保育現場における
OJT を担うミドルリーダーの育成 : 保育者を対象と
したキャリアアップ研修の取り組みから」『学習開発
学研究 (広島大学大学院人間社会科学研究科学習開
発学領域)』Vol.15、pp.79 – 86

令和 7 年 1 月 10 日受付 令和 7 年 2 月 21 日受理

【研究ノート】

日本更生保護学会学会誌『更生保護学研究』の論文要旨のテキストマイニング分析

北本明日香*

要約：

本稿は、『更生保護学研究』に掲載された論文要旨をテキストマイニングにて分析することにより、研究の動向を探ることを目的とした。共起ネットワークの分析では、特に円が大きい３つのグループをみると、グループ①は更生保護施設での薬物処遇および就労支援の関心の高さ、グループ②は保護観察の分析やプロセスに関する研究の関心の高さ、グループ③は社会復帰に関する処遇の困難さが読み取れた。また、「連携」「福祉」「社会復帰が困難」「連携が困難」「連携が必要」の５つのコンセプトがどの発行年に多く出現するのかをみるためにクロス集計を行った結果、特徴的なのが 2020 年には 5 つのコンセプトが出現している点である。2000 年代に刑事司法の大改革が始まり、「司法と福祉の連携」が促進され、社会福祉領域と更生保護領域の連携・協働がより一層行われた。その結果、両者の専門性の違いから連携の難しさが課題として顕在化したのではないかと推察された。

キーワード：

『更生保護学研究』、研究動向、テキストマイニング

英文キーワード：

*Japanese journal of offenders rehabilitation ", Research Trends, Text mining

I はじめに

歴史的にわが国の更生保護事業は、明治期に民間の慈善篤志家が出獄人保護事業、免囚保護事業といった社会事業と呼ばれる活動により発展してきた経緯がある。しかし、第二次世界大戦後の 1951 年社会福祉事業法では、犯罪者処遇は更生緊急保護法に記載されていることを理由に、更生保護事業は社会福祉事業には含まれないと明記され、現行法である社会福祉法においても継承されている。

2000 年代に入り、わが国の犯罪をした者に対する政策は、厳罰から再犯防止へと刑事政策の見直しが行われた。その契機となったのは、元衆議院議員山本譲司氏の『獄窓記』¹ (2003 年) である。山本氏は、著書にて高齢・

障害受刑者が介助を受けている様子を記し、福祉的支援が必要な受刑者の存在を明らかにした。これを受けて、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）報告書『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』（平成 18-20 年度）² では、法務省矯正局の協力で行った一般刑務所 15 カ所 27,024 名の入所者の実態調査の結果、410 名（1.5％）の知的障害者が存在し、内療育手帳の所持者がわずか 26 名（6.3％）しかいないことが判明した。

犯罪を繰り返す高齢・障害受刑者に対しては、刑務所に福祉専門官として社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者の配置が行われたり、地域生活定着支援センター³ が創設されたりするなど、福祉的支援に繋げることを目

的とした取り組みが進められるようになった。

また、2012 年犯罪対策閣僚会議では、帰住先がない者や無職の者の再犯率の高さを問題として挙げ、「居場所」と「出番」を作ることや、2016 年 12 月「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、刑務所等を出所した人への取り組みを国と自治体の責務として明記している。

このように更生保護の歴史的変遷は、懲罰から再犯防止・社会復帰対策へと展開され、特に福祉的支援を要する者への支援が重要課題となっている。

一方で、更生保護の発展の土台には多くの研究や論文の蓄積がなされているが、更生保護領域に関する研究の動向を扱った先行研究は、筆者が知る限り見あたらない。そこで本稿では、更生保護領域の論文を分析対象とする。

論文の主な構成は、タイトル、要旨、本文から構成されている。すべてのデータを分析対象にすると膨大な量になるが、研究目的、方法、結論が盛り込まれている要旨は、論文内容を端的に示している。そのため、本研究では、更生保護領域の代表的な学会誌の一つである『更生保護学研究』⁴ に掲載された論文の要旨をテキストマイニングにて分析することにより、研究の特徴を抽出および研究の動向を探ることを目的とする。

II 方法

2- 1 分析対象

『更生保護学研究』の創刊号（2012 年 12 月 8 日発行）から第 24 号（2024 年 7 月 12 日発行）に掲載された論文（寄稿論文を含む）の要旨を分析対象とした。論文数は、32 本であるが、要旨・要約が掲載されていない論文 1 本を除き、31 本の論文を分析対象とする（表 1）。

2- 2 分析の実施方法

対象である 31 本の論文要旨をテキストマイニングソフトである KHCoder（樋口・中村・周 2022）⁵ を用いて共起ネットワークおよびクロス集計を行う。なお、以下の（１）から（６）の各分析手順は前述の書籍（樋口・中村・周、2022）の分析方法に沿って実施する。

（１）前処理をする。

形態素解析

テキストデータから自動的に言葉を取り出す。

KHCoder では、この形態素（文章を「意味を持つ最小単位」のことを「抽出語」「語」と呼ぶ。

（２）共起ネットワークで概観を捉える。

どんな語がデータ中に多く出現しているのか、語と語につながりの関係をみる。つながっている語のグループを見ていくことで、データ中にどんな話題があったのかという概観を捉える。また、円が大きいほど出現回数が多いことを示す。

（３）強制的に語として抽出する（表 2- 1）。

（４）共起ネットワークで概観を捉える。

（５）共起ネットワークを調整する。使用しない語の調整をする（表 2- 2）。

（表 2-1）	（表 2-2）
強制的に抽出する語 刑の一部の執行猶予制度 更生保護 保護観察 社会復帰 医療観察制度 社会内処遇 施設内処遇 社会復帰調整官 更生保護学会 更生保護施設 保護観察官 スーパービジョン 精神保健 行う	使用しない語 年 月

（６）クロス集計

共起ネットワークの結果から、特定のテーマ（コンセプト）を見つけ、語の出現パターンを記述したコーディングルールによって各テーマのコード数を数える。

III 結果

3- 1 形態素解析による単語頻出

論文要旨の形態素解析による単純抽出（表 3）では、最も多く頻出した単語は「支援」で、「保護観察」「対象」「更生保護」「薬物」「処遇」と続いた。

3- 2 共起ネットワーク

次に共起ネットワークを作成した（図 1）。共起ネットワークは、強く結びついている部分ごとに、自動的に

*福島学院大学福祉学部福祉心理学科 講師

(表3) 頻度別抽出語 上位150

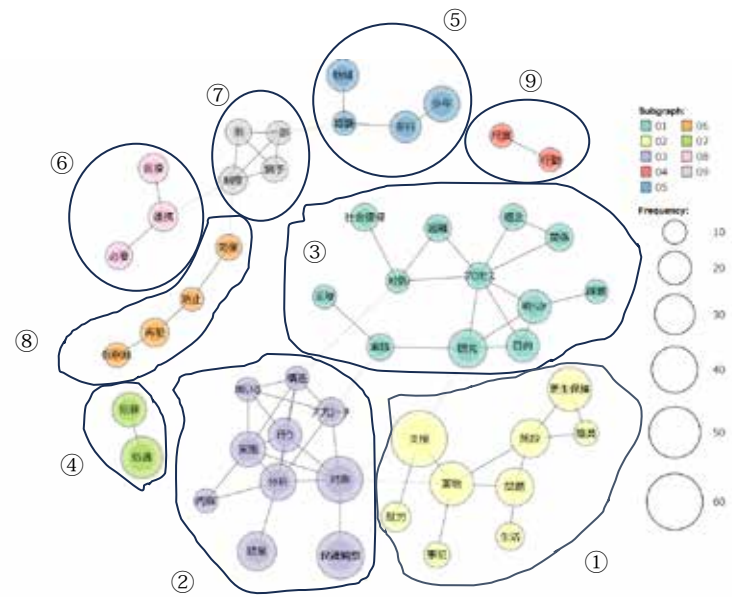
抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
1 支援	60	51 対処	10	101 女性	6
2 保護観察	42	52 内容	10	102 新た	6
3 対象	40	53 認識	10	103 促進	6
4 更生保護	36	54 防止	10	104 多い	6
5 薬物	36	55 用いる	10	105 逐語	6
6 処遇	33	56 インタビュー	9	106 中心	6
7 結果	28	57 カテゴリ	9	107 提供	6
8 研究	28	58 モデル	9	108 展開	6
9 施設	28	59 観察	9	109 導入	6
10 問題	27	60 経験	9	110 入所	6
11 分析	25	61 更生	9	111 文化	6
12 少年	24	62 状況	9	112 変化	6
13 実施	23	63 専門	9	113 保護	6
14 犯罪	22	64 調査	9	114 要因	6
15 行う	21	65 動機	9	115 CE	5
16 明らか	21	66 面接	9	116 因子	5
17 目的	20	67 テータ	8	117 回答	5
18 地域	19	68 意義	8	118 刑事	5
19 非行	18	69 一般	8	119 経過	5
20 医療	16	70 期間	8	120 継続	5
21 就労	16	71 機関	8	121 傷	5
22 連携	16	72 今後	8	122 個別	5
23 アプローチ	15	73 執行	8	123 雇用	5
24 再犯	15	74 出所	8	124 向ける	5
25 社会	15	75 窃盗	8	125 考える	5
26 関係	14	76 体制	8	126 項目	5
27 社会復帰	14	77 福祉	8	127 事業	5
28 人	14	78 方法	8	128 治療	5
29 制度	14	79 本稿	8	129 自ら	5
30 生活	14	80 有効	7	130 質問	5
31 プログラム	13	81 グループ	7	131 重要	5
32 プロセス	13	82 依存	7	132 成果	5
33 概念	13	83 回復	7	133 生成	5
34 困難	13	84 開始	7	134 精神保健	5
35 実践	13	85 活動	7	135 段階	5
36 必要	13	86 教育	7	136 当該	5
37 刑	12	87 刑務所	7	137 統合	5
38 検討	12	88 検証	7	138 予測	5
39 効果	12	89 高齢	7	139 与える	5
40 事犯	12	90 整理	7	140 RNR	4
41 猶予	12	91 調整	7	141 それぞれ	4
42 仮釈放	11	92 得る	7	142 アンケート	4
43 職員	11	93 日本	7	143 グラウンデッド	4
44 一部	10	94 背景	7	144 スタッフ	4
45 課題	10	95 理解	7	145 セオリー	4
46 構造	10	96 官	6	146 ソーシャルワ	4
47 考察	10	97 基づく	6	147 ノウハウ	4
48 行動	10	98 現場	6	148 安心	4
49 示唆	10	99 作成	6	149 下位	4
50 尺度	10	100 社会内処遇	6	150 可能	4

グループ分けがされ、同じグループ内の共起する語同士は実線で結び、異なるグループに属する語同士が共起している場合は点線で結ぶ。本分析では9グループに分かれた。KWIC コンコーダンス⁶で、もとの文章を確認し、各グループの主な話題の傾向を以下のとおり命名した。

- ①薬物事犯者の支援、就労支援、更生保護施設・職員
- ②保護観察
- ③社会復帰・困難、対処プロセス
- ④犯罪処遇
- ⑤非行少年の処遇
- ⑥医療等との連携
- ⑦刑の一部執行猶予
- ⑧再犯防止
- ⑨尺度

ここでは、特に円が大きいグループ①から③について解釈する。

グループ①では、「支援」との関連があるのは、「薬物」「問題」「就労」、「更生保護」との関連があるのは、「施設」「薬物」「問題」である。



(図1) 共起ネットワーク (上位70の共起関係)

※各グループを囲む線は、筆者が作成

グループ②では、「保護観察」と関連があるのは、「対象」「分析」である。

グループ③では、「研究」と関連があるのは、「プロセス」「目的」、「対処」と関連があるのは、「社会復帰」「困

難」である。

3- 3 クロス集計

共起ネットワークの分析結果と、更生保護の歴史的変遷でのキーワードを踏まえ、「連携」「福祉」「社会復帰が困難」「連携が困難」「連携が必要」といった5つのコンセプトのコーディングルール(表4)を作成した。そして、5つのコンセプトがどの発行年に多く出現するかをみるためにクロス集計を行った(表5)。このクロス集計の結果を視覚的にわかりやすくしたのがバブルプロット(図2)である。

「連携」は、2012年から2021年にかけて、出現しているが、2013年、2014年、2021年に突出している。

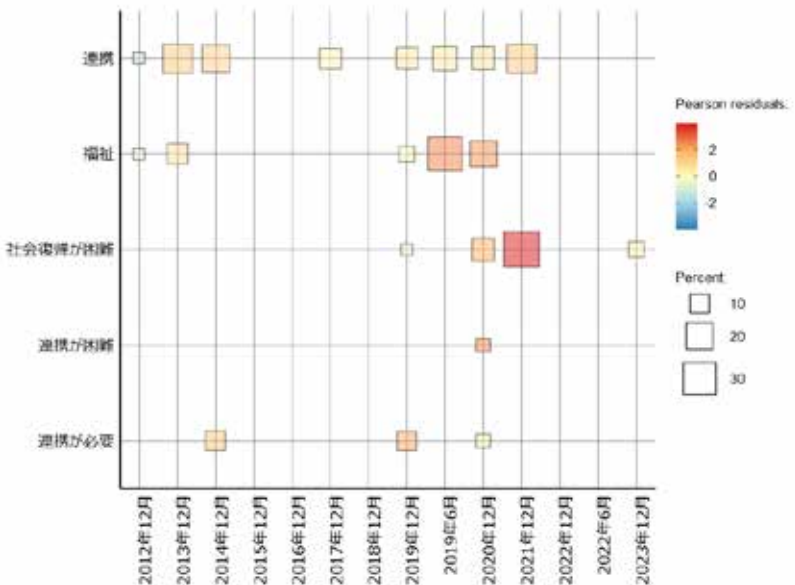
(表4) コーディングルール

*は、コンセプトの名前

* 連携
シームレス or 連携 or 移行
* 福祉
センター or 福祉 or 精神 or 保健
* 社会復帰が困難
(支援 or 社会復帰 or ソーシャルワーク) and 困難
* 連携が困難
連携 and 困難
* 連携が必要
連携 and 必要

(表5) クロス集計

	* 連携	* 福祉	* 社会復帰が困難	* 連携が困難	* 連携が必要	ケース数
2012年12月	1 (3.57%)	1 (3.57%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	28
2013年12月	2 (25.00%)	1 (12.50%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	8
2014年12月	2 (22.22%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	1 (11.11%)	9
2015年12月	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	2
2016年12月	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	3
2017年12月	1 (12.50%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	8
2018年12月	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	4
2019年12月	4 (13.33%)	2 (6.67%)	1 (3.33%)	0 (0.00%)	3 (10.00%)	30
2019年6月	1 (16.67%)	2 (33.33%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	6
2020年12月	3 (15.00%)	4 (20.00%)	3 (15.00%)	1 (5.00%)	1 (5.00%)	20
2021年12月	2 (25.00%)	0 (0.00%)	3 (37.50%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	8
2022年12月	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	6
2022年6月	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	7
2023年12月	0 (0.00%)	0 (0.00%)	1 (7.14%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	14
合計	16 (10.46%)	10 (6.54%)	8 (5.23%)	1 (0.65%)	5 (3.27%)	153
カイ2乗値		11.555	18.123	25.457*	6.694	9.418



(図2) バブルプロット

「福祉」は、「連携」同様 2012 年に出現し、最も多いのは 2019 年 6 月である。「社会復帰が困難」は、2021 年 12 月が最も多い。「連携が困難」は、2020 年のみ出現している。「連携が必要」は、2014 年、2019 年 12 月、2020 年に出現している。

IV 考察

『更生保護学研究』に掲載された論文要旨を分析した結果を踏まえ、以下の研究動向を読み取ることができる。

1 つ目は、最も多く頻出した単語は「支援」で、「保護観察」「対象」「更生保護」「薬物」「処遇」と続き、全体的な研究の傾向として更生保護業務に関する内容が多い。分析対象である『更生保護学研究』は、保護観察所や更生保護施設での処遇などの更生保護領域の学会誌であるため、当然の結果であるといえる。

また、共起ネットワークの分析では、グループ①は厚生保護施設での薬物処遇および就労支援の関心の高さ、グループ②は保護観察の分析やプロセスに関する研究の関心の高さ、グループ③は社会復帰に関する処遇の困難さが読み取れる。特にグループ①の更生保護施設での薬物処遇は、2009 年に指定更生保護施設に社会福祉士等の福祉専門職が配置され、薬物依存からの回復に向けた処遇を実施していることが関心の高さにつながっているといえる。

2 つ目は、5 つのコンセプトが多く出現する論文要旨の発行年を調べるため、クロス集計を行った。「連携」は、2012 年の創刊号から概ね出現し、関心度が高いテーマといえる。特徴的なのが、2020 年には「連携」「福祉」「社会復帰が困難」「連携が困難」「連携が必要」の 5 つのコンセプトが出現している点である。

これは、2000 年代に刑事司法の大改革が開始されたことが大いに影響していると考ええる。例えば、2005 年は医療観察法に基づき全保護観察所に社会復帰調整官の配置、2009 年には指定更生保護施設に社会福祉士等の福祉専門職の配置や地域生活定着支援センターの設置に伴い社会福祉士、精神保健福祉士の配置が行われている。これらの福祉専門職は、司法と福祉を繋ぐ役割を求められており、連携の要として期待されている。一方で、

「福祉の司法化」に関する懸念が指摘されている^{7, 8}。木下（2018）は、福祉の司法化について、福祉の再犯防止機能を期待する声に応えようとすることや、「ソーシャルワーカーやその所属する福祉施設や機関が、支援の第一義的目的を再犯防止に据えること、またその上で司法を積極的に補完する役割を担おうとすること」⁹と定義している。また、水藤（2016）は、「刑事司法の側からみると、福祉との連携の目的は再犯防止対策である。」¹⁰とし、司法と福祉のアイデンティティの隔たりを述べている。福祉専門職は、対象者の生活支援・権利擁護といった役割を担うが、司法側の要請を受け、福祉専門職が本来の役割・機能を果たせないリスクが生じる可能性が高い。社会福祉領域と更生保護領域の専門性の違いから連携の難しさが課題として顕在化したのではないかと推察する。

3 つ目は、「司法と福祉の連携」に関する論文要旨が予想していたよりも少なかったことである。刑事政策上において「司法と福祉の連携」は、再犯防止対策の観点からもその必要性が強調され、現場においても体制整備が進められた。そのため、これらに関する多くの課題が取り上げられていると考えていたが、分析結果からは強い共起関係や高い出現率はみられなかった。この点については、分析対象とした学会誌を一団体に限定したため、量的な把握ができなかったことが考えられるが、さらなる検討が必要である。

V おわりに

『更生保護学研究』の論文要旨の分析を通して、研究の動向を概観した。全体的に、更生保護業務に関する「支援」「保護観察」「対象」「更生保護」「薬物」「処遇」といった話題が多く取り上げられた。「連携」は、多くの発行年に出現し、関心が高いテーマといえる。「司法と福祉の連携」が期待され、更生保護と社会福祉の領域が重なり合う部分が広がっていったことにより、連携の難しさが課題として顕在化したのではないかと考える。

本研究の分析に使用した KHCoder は、テキストマイニングの一種である計量テキスト分析であるため、研究の傾向についての手がかりを得るには優れたツールである。一方で、頻出された用語の定義を整理されないまま

自動的に取り出されるため、どのような意味で使用しているのかが不明確のまま分析される。例えば、「処遇」は支援と同義語なのか、「福祉」は制度を指すのか、または福祉専門職を指すのかなど、論文全体を読み込まないと判断がつかない。そのため、テキストデータだけではなく、論文の理解も併せて分析することが必要である。

本研究の限界は、分析対象とした学会誌を一団体に限定したため、更生保護領域全体の研究動向を検討するには至らなかった。今後の研究においては、日本司法福祉学会学会誌である『司法福祉学研究』などの更生保護関連の論文分析を行い、さらなる検討をする必要があると考える。

文献

- 1 山本譲司（2003）. 獄窓記, : ポプラ社.
- 2 藤本哲也（2009）. わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査と諸外国の文献調査. 罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究. 厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）報告書, 21-22 頁.
- 3 地域生活定着支援センターは、高齢・障害受刑者の出所支援に加えて、被疑者・被告人段階で支援をするいわゆる入口支援を行っている。
- 4 日本更生保護学会は、犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護、精神保健観察等を研究し、その進歩発展に資することを目的としており、学会誌として『更生保護学研究』を年 2 回刊行している。
- 5 樋口耕一・中村康則・周景龍（2022）. KHCoder OFFICIAL BOOK II 動かして学ぶ！はじめてのテキストマイニング ーフリー・ソフトウェアを用いた自由記述の計量テキスト分析ー：ナカニシヤ出版. KH Coder とは、樋口耕一氏が開発したフリー・ソフトウェアである。アンケートの自由記述、SNS の口コミ、新聞記事、マーケティング分野など、様々なテキスト分析に使うことができる。
- 6 KWIC コンコーダンスは、文章中にどのように語が使われていたかという文脈を調べることができる機能である。
- 7 浜井浩一（2014）. 高齢者・障がい者の犯罪をめ

ぐる議論の変遷と課題：厳罰から再犯防止、そして立ち直りへ. 法律のひろば, 67 巻 12 号, 4-7 頁.

8 辰野文理（2017）. 「刑事司法と福祉化」の課題. 生島浩編著. 触法障害者の地域生活支援 その実践と課題：金剛出版：71-83 頁.

9 木下大生（2018）. 司法と福祉の連携による福祉の司法化のリスクファクターとその影響による検討. 刑事立法研究会. 「司法と福祉の連携」の展開と課題：現代人文社, 117 頁.

10 水藤昌彦（2016）. 近年の刑事司法と福祉の連携にみるリスクとセキュリティー福祉機関が「司法化」するメカニズムー. 犯罪社会学研究, 第 41 号, 51 頁.

次項 『更生保護学研究』分析対象論文タイトル一覧

(表1) 『更生保護学研究』分析対象論文 タイトル一覧

タイトル	号	発行年
更生保護における薬物グループワークの変遷	創刊号	2012年12月
「更生保護学」と医療観察	創刊号	2012年12月
更生保護改革前後の保護観察処遇について	創刊号	2012年12月
更生保護施設に入所する高齢仮釈放者の社会復帰に関する研究－プロファイリングの視点から－	創刊号	2012年12月
犯罪者の社会内処遇における最善の実務を求めて－実証的根拠に基づく実践の定着，RNRモデルとQJモデルの相克を超えて－	創刊号	2012年12月
頼るべき人がいない刑務所等出所者の社会への再統合に必要なもの	創刊号	2012年12月
更生保護と刑の一部の執行猶予	3	2013年12月
無期刑の仮釈放と法定期間	3	2013年12月
出所受刑者の生活問題と社会復帰支援の課題	5	2014年12月
更生保護における性犯罪者処遇プログラムの現状と課題－性犯罪被害者処遇に関する一考察－	5	2014年12月
社会復帰調整官の専門性とは	7	2015年12月
大学の教養教育としての法学教育における『更生保護』からのアプローチの試み	9	2016年12月
保護観察処遇場面における「ふりまわされ」体験とその対応－自分の指導スタイルを見つめなおし，「ふりまわされ」を軽減する－	11	2017年12月
更生保護就労支援事業所の就労支援員による刑務所出所者等の就労支援プロセスの研究 －修正版クラウンデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) による分析から－	11	2017年12月
保護観察対象者の再犯に関連する要因	13	2018年12月
保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発：「Voice Bridges Project」	14	2019年6月
更生保護施設における薬物事犯への支援に関する研究	15	2019年12月
「処遇」としての更生緊急保護	15	2019年12月
地域における集合的効力感の認識について＜非行少年と一般少年の比較＞	15	2019年12月
少年支援ボランティアの長期継続を通じた援助成果の認識 －BBS (Big Brothers and Sisters) 会「ともだち活動」体験者の継続的変化に焦点をあてて－	15	2019年12月
刑の一部執行猶予制度下の薬物事犯に対する更生保護施設と精神保健医療福祉の連携支援に関する一考察	17	2020年12月
元非行少年が自らの回復のストーリーを語る意義と効果	17	2020年12月
更生保護施設のソーシャルワークで直面する困難性への対処プロセス－更生保護施設職員を対象とした質的分析から－	17	2020年12月
女子窃盗事犯者の処遇方策に係る研究	17	2020年12月
更生保護施設における薬物事犯者に対する地域支援－職員が認識する刑の一部執行猶予制度導入の効果と課題－	19	2021年12月
司法精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの困難性対処に関する一考察 －社会復帰調整官が医療観察制度のソーシャルワークで直面する困難性への対処プロセス	19	2021年12月
覚醒剤使用により保護観察下にある人の処遇プログラムへの動機づけのアセスメント	20	2022年6月
異文化背景をもつ犯罪者の特性と犯罪化の規定因	21	2022年12月
非行・犯罪からの離脱における元非行少年の姿容と支援プロセスに関する質的研究 －支援者育成を取り入れた立ち直り支援実践に注目して－	23	2023年12月
「薬物事犯保護観察対象者」に対する保護観察官の回復志向性を測定する尺度」の作成	23	2023年12月
更生保護就労支援事業の効果的な運用に関する一考察 －更生保護就労支援事業の受託団体職員を対象とした調査の質的分析から－	23	2023年12月

令和 7 年 1 月 10 日受付

令和 7 年 2 月 19 日受理

研究紀要編集委員会

委員長	梅宮れいか（図書館情報センター館長、大学院心理学研究科教授）
委員	田辺 稔（福祉学部長、大学院心理学研究科教授）
委員	鈴木久米男（福祉学部こども学科教授）
委員	佐藤昌彦（短期大学部保育学科教授）

事務担当 善方和美（図書館情報センター業務課 主事）

研究紀要編集及び発行に関する規程

（目的）

- 第 1 条 この規程は、業務組織規程第 19 条〔予算、管理、サービス、その他に関すること〕第 27 号に定める「研究紀要の編集、発行に関すること」に基づき、本大学「研究紀要」の編集及び発行について定める。
- 2 研究紀要の発行は、福島学院大学（短期大学部を含む）教職員の研究成果を社会に公表することを目的とする。

（掲載論文の種類）

第 2 条 本研究紀要には、次の種類の論文を掲載する。

- ①学術論文
- ②研究ノート
- ③短報
- ④実践報告
- ⑤制作報告
- ⑥編集委員会が依頼した研究論文

（投稿を受け付ける対象者）

第 3 条 本研究紀要に投稿できる者は次のとおりとする。

- ①本学教員（名誉教授を含む）
- ②本学職員
- ③本学客員・特任及び非常勤教員
- ④図書館情報センター館長（研究紀要編集委員長）が本学関係者で特に必要と認めた者
- ⑤地域社会で研究活動を行っている者で図書館情報センター館長が認めた者

（投稿者の権利）

第 4 条 本規程第 3 条の者は以下の分野の投稿の権利を持つ。

- 1. 教員は、教員独自の研究テーマや、教員の担当授業、または将来的に担当する予定の授業科目にかかわる分野。
 - 2. 職員（副手を含む）は、担当業務にかかわる分野。
- 2 本研究紀要へ投稿する学術論文、研究ノート、短報は未公表であるものに限る。なお、制作報告は、発表場所を明らかにすること。

（投稿者の責任）

第 5 条 本研究紀要への投稿者は次の責任を負う。

- 1. 投稿論文は、自ら執筆し、論文の内容について自ら責任を負う。
- 2. 投稿論文は、研究倫理を順守していること。
- 3. 投稿論文は、利益相反への適切な対応がなされていること。

（発行の回数・方法及び掲載の期限）

第 6 条 本研究紀要は、年度内 2 回発行を原則とする。

- 2 発行の方法は、本学のホームページへの掲載によって行う。
- 3 第 2 項に定めるホームページ上の掲載は 5 年とし、経過したものは削除する。
- 4 発行した研究紀要の PDF データは永久保存版として、図書館情報センター宮代図書館が保管する。

（編集責任者及び事務担当）

第 7 条 本研究紀要の編集責任者は図書館情報センター館長（編集委員長）とし、業務は図書館情報センター業務課が担当する。

（投稿の申込）

第 8 条 投稿は、指定された期日（概ね 1 箇月前）までに、「投稿申込書」を図書館情報センター業務課窓口（宮代図書館）に提出すること。

（投稿者の原稿）

第 9 条 投稿にあたっては「投稿の手引き」を順守すること。

（論文原稿の提出）

- 第 10 条 投稿原稿は、締め切り期限までに図書館情報センター業務課（宮代図書館）へ提出すること。
- 2 原稿の提出は、USB メモリーや CD-R 等の電子媒体とし、出力した紙媒体の原稿も添えること。

（採否の決定）

- 第 11 条 提出された原稿の研究紀要掲載の採否は、研究紀要編集委員会の審査（関連分野教員の査読を含む）により決定する。
- 2 査読者は、研究紀要編集委員会で最適な学内者を決定し、依頼する。
- 1. 査読者は、自らが査読している内容について口外してはならない。
 - 2. 査読者は必要に応じて、執筆者と論文内容について、紀要編集委員会を介して応答を行う。
- 3 査読者の意見を踏まえ、紀要編集委員会で検討し、委員長（編集長）が掲載の可否を決定する。
- 4 審査時、掲載論文の種類に関しても決定する。
- 5 研究紀要編集委員会は必要に応じて原稿内容の修正を求める。

附則

- 1. この規程は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2. この規程の所管は図書館情報センター業務課とする。
- 3. この規程の改廃は、図書館情報センター運営委員会の議を経て行う。

福島学院大学研究紀要

第 68 集

令和 7 年 3 月 30 日 発行

発行者 福島学院大学 研究紀要編集委員会
〒 960-0181 福島県福島市宮代乳児池 1 - 1
電話 024-553-3221

編集 梅宮れいか（編集委員長）
編集補助 善方和美（図書館情報センター主事）
PDF 作製 図書館情報センター

Summary Study Report

CONTENTS

■ Articles

The practice example of childcare worker's Off-JT by public and private one, such as kindergarten andnursery school : Based on the investigation to advanced prefectures.

Kumeo SUZUKI 1
Kazuhiro SHISHIDO
Shota SUZUKI

Text Mining Analysis of Abstracts from the Journal of the Japanese Association of Offenders
Rehabilitation, "Japanese journal of offenders rehabilitation "

Asuka KITAMOTO 17

■ Regulations

26

Fukushima College Summary Study Report Editorial Committee
Chief Editor ; Reika UMEMIYA(Executive Director / Graduate School Professor)

1-1 Chigoike,Miyashiro,Fukushima City, Fukushima 9600181 Japan